

平成29年第22回教育委員会定例会
(11月20日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成29年11月20日(月)午前10時09分から午後0時20分

場 所 教育委員会室

出席委員

| | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 矢 下 薫 |
| 教育長職務代理者 | 樋 口 清 秀 |
| 委 員 | 高 森 大 乗 |
| 委 員 | 垣 内 恵美子 |
| 委 員 | 末 廣 照 純 |

説明のために出席した事務局職員

| | |
|------------------------|---------|
| 事 務 局 次 長 | 田 中 充 |
| 庶務課長兼事務局副参事事務取扱 | 事務局参事 |
| | 岡 田 和 平 |
| 学 務 課 長 | 山 田 安 宏 |
| 児 童 保 育 課 長 | 佐々木 洋 人 |
| 放課後対策担当課長 | 福 田 兼 一 |
| 指 導 課 長 | 屋 代 弘 一 |
| 教育改革担当課長 (兼 教育支援館長) | 小 柴 憲 一 |
| 生涯学習課長 | 小 川 信 彦 |
| スポーツ振興課長 | 廣 部 正 明 |
| 中央図書館長 | 齊 藤 明 美 |

日 程

日程第1 議案審議

- 第48号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取について
- 第49号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取について
- 第50号議案 東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第51号議案 東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第52号議案 東京都台東区体育施設の指定管理者の指定についての意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 平成29年度台東区健康づくり努力児童表彰について

イ 台東区自然の村施設について

ウ 区立中学校選択制度の最終選択状況について

(2) 放課後対策担当

エ 「台東区放課後対策の方針」について

オ 平成30年度の放課後対策について

(3) スポーツ振興課

カ 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

イ 後援名義の使用について

ウ 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(2) 学務課

エ 平成30年度区立幼稚園及び認定こども園の申込状況について

(3) 児童保育課

オ 台東区子ども・子育て支援事業計画(中間改訂版)の中間のまとめについて

(4) 生涯学習課

カ 国登録有形文化財建造物の登録について

3 その他

午前10時09分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成29年第22回台東区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いをいたします。

本日、垣内委員は所用のため、欠席でございます。また、樋口委員は遅れての出席となります。

なお、過半数の委員の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

日程第1 議案審議

第48号議案

矢下委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第48号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第48号議案についてご説明いたします。

本案は旅館業法の規定に基づき、台東保健所長より旅館業営業許可に関する教育委員会の意見を求められたので提出いたしました。

議案の2枚目の表に保健所長からの照会文書がございますので、ご覧ください。

申請地は、東浅草二丁目5番5号の1階と2階でございます。申請者は、株式会社IKIDANEでございます。営業種別及び名称は、旅館営業、IKIDANE HOUSE 浅草 旅籠 別館。新規の申請となっております。

今回該当する教育関係施設は、東浅草小学校で、申請地からの距離は70メートルとなっております。学校からは当該建物は見通せない状況でございます。

2枚目の裏面の地図をご覧ください。中央、囲いで斜線になっている部分が申請地で、左上方に東浅草小学校がございます。地図に太線で示した部分が東浅草小学校の通学路で、旅館の前面及び側面の道路が通学路となっております。

3枚目の表面には平面図がございます。

まず、1階の図、左でございますがご覧ください。フロント、ロビー、トイレ、シャワー室、そして定員2名の客室が2室ございます。右側は2階の図となっております。トイレ、浴室、そして定員2名の客室が2室と、定員1名の客室が1室ございます。なお、客室は全て

和室でございます。

3枚目の裏面は、正面図及び側面図となっております。

資料の最後に東浅草小学校長からの意見を添付いたしました。

これらを踏まえ、教育委員会の意見（案）を作成いたしましたので、議案1枚目の裏面にお戻りください。

小学校の近くで新たに旅館業を開業することについては望ましいことではない。しかし、申請者が、学校の行事や地域の行事等に協力するとともに、登下校時の安全配慮等、子供の教育環境に対しても十分な配慮をするならばやむを得ないものとする。また、申請者には、宿泊客に対しても、子供の健全な教育環境を阻害するような行為に対する注意喚起をお願いしたい、といたしました。

第48号議案については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 先だって、墨田区の教育委員の先生方と懇談をする機会がありまして、その席上で教育と観光のことについて少し話が及んだのですが、その話しの中で、台東区ではこういった旅館業の営業許可の申請が定例会で随分と上がってきているのですが、墨田区はどうかと聞きましたら、墨田区はほとんどないと言うのですね。

ただ、墨田区の教育委員の方々が心配されているのは、こういった旅館業営業許可ではない部分で、民泊の普及が随分と広がっているのではないかということをお心配されていましたが、台東区の場合は、この民泊に関してはどのように把握されているのか。それについて、この定例会では語る必要はないと思いますが、そのようなことについて問題意識を持たなくて大丈夫なのかということをお伺いしたいのですが。

庶務課長 新しく民泊新法と言われているものですが、これは法律の中で都道府県、あるいは本区も含めて特別区などが条例によってある程度、営業の規制をできるというような規定がございます。先般新聞で、新宿区がある程度規制をかけるというような記事も載っておりました。

本区におきましても、外部の方が入られている委員会を立ち上げて、現在、検討をしている最中でございます。第1回の定例会には何らかの対応を出したいというように聞いております。それらのことがわかりましたら、何らかの形で情報提供をさせていただきたいと思っております。

矢下委員長 これより採決いたします。

第48号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

矢下委員長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第49号議案 準備中

第50号議案

矢下委員長 次に、第50号議案を議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、第50号議案、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

まず、簡単に内容について概略をご説明させていただきます。

こちらにつきましては、平成29年3月に、区として、台東区公共施設総合管理計画が策定され、この中の一環としまして、現在、団体でしか利用できない施設につきまして、利用条件を緩和して利用の拡大を図るという計画になってございます。この計画に基づきまして、社会教育館、社会教育センター、また、それ以外に区民館、環境ふれあい館等の施設について、現在の利用条件を緩和をするものでございます。

恐れ入ります、資料をご覧ください。

3枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。第3条でございます。改正案につきまして、第3条の2項及び3項につきまして、これまで団体でしか利用できなかったところにつきまして、台東区内に住所又は勤務を有する台東区内に在住・在学・在勤をする者に対しての利用条件を認める、また10人未満の団体についても利用を認めるという内容で改正を行うものでございます。

これにつきまして、社会教育館、社会教育センターについては、現在、団体でしか使えないものについても区内在住・在勤の方につきましては利用ができるという形になってございます。

資料の2枚目にお戻りいただきたいと思います。この規則でございますが、平成30年3月1日からの施行を予定してございます。また、実際の利用でございますが、平成30年4月の利用分から緩和した条件での利用を開始する予定でございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

末廣委員 今まで、団体以外は認めないということですが、個人で使いたいという要望はこれまでも多くあったのですか。

生涯学習課長 まず、個人の利用につきましては、これまで社会教育館、社会教育センターでは利用できませんでしたが、生涯学習センターについては個人の利用も可能であったことから、個人の利用については、主に生涯学習センターなどを使われていたと思います。

ただ、現状は稼働率の向上も含めまして、今後、個人でも使いたいという方は増えるということを想定して、施設のほうの今後の拡大ということを考えたものになっております。

高森委員 2点ほど質問があります。1点目は、この改正案、別紙、新旧対照表の第3条第1項の第2号の台東区内に住所又は勤務先を有する者となっている部分について、この

「者」というのは、代表者を指すのか、それとも、その団体の1人でもここに所属していれば利用が可能なのかどうかというのが1点目。

もう一つは、同じ第2号の「台東区内の学校」というのは具体的に言うと、どの範囲までを学校と定めているのか。大学もありますし、専門学校もありますし、その点を伺いたいのですが。

生涯学習課長 まず、最初のご質問の「者」ということでございますが、個人での利用でも可能でございますので、団体の代表者お一人でも、台東区内であれば構わないということだと思えます。

また、区内の学校につきましては、区内に住所のあるものであれば、学校は全て対象に入ると考えてございます。

高森委員 いわゆる、学校という定義がありますけれども、それはこの場合は、考慮されるのでしょうか。保育園なども学校となるのかどうかですとか、そういった意味も含むのですか。

生涯学習課長 個人での利用も可能でございますので、在住・在勤・在学でございますので、学校法人の資格を有していなかった場合であっても、利用については問題はないと聞いてございます。

矢下委員長 よろしいですか。

(なし)

矢下委員長 これより採決をいたします。

第50号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下委員長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第51号議案

矢下教育長 次に、第51号議案を議題といたします。

放課後対策担当課長、説明をお願いします。

放課後対策担当課長 第51号議案、東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、議会への提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより提出されたものでございます。

本条例は、東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正するものでございます。恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

名称、石浜こどもクラブ。実施場所、東京都台東区清川一丁目14番21号を追加いたします。

この条例は、平成30年4月1日から施行をいたします。

第51号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下委員長 ご異議ございませんので、第51号議案については、原案どおり決定いたしました。

第52号議案

矢下委員長 次に、第52号議案を議題といたします。

スポーツ振興課長、説明をお願いします。

スポーツ振興課長 それでは、第52号議、東京都台東区体育施設の指定管理者の指定についての意見聴取についてご説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条の規定に基づき提出をするものでございます。

本件は10月24日の教育委員会で協議いただきました、本年度末で指定期間が満了する台東リバーサイドスポーツセンターの指定管理者の選定結果に基づきまして、平成30年4月1日からの指定管理者を指定するものでございます。

恐れ入ります、資料2枚目をご覧ください。こちら、対象の施設でございます。リバーサイドスポーツセンター体育館をはじめとする7施設でございます。

指定する指定管理者は、記載のとおり、公益財団法人台東区芸術文化財団でございます。指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

なお、指定管理者の選定につきましては、先般ご報告いたしましたとおり、現行の指定管理者を台東区指定管理者制度運営指針に基づき、再選定するものでございます。

恐れ入ります、議案1枚目の裏面をご覧くださいたいと思っております。

本件につきましては、教育委員会の意見といたしまして、資料記載のとおり回答させていただきたく、ご協議のほどお願い申し上げます。

説明については以上でございます。

矢下委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下委員長 ご異議ございませんので、第52号議案については、原案どおり決定いたし

ました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課 アイウ

矢下委員長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、学務課のアからウについて、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、まずはじめに、平成29年度台東区健康づくり努力児童表彰についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

台東区健康づくり努力児童表彰の趣旨でございます。こちらにつきましては、児童の健康増進の意欲を高めること、また、自らの健康づくりに努める児童の育成を図ることでございます。

項番2に表彰の基準が示してございます。

まず、(1)の対象者になりますが、小学校6年生。(2)の推薦の基準になりますが、心身の健康づくりに絶えず努力をしている児童で、具体的には栄養バランスのよい食事を心がけていること、歯磨きの習慣があること、体力づくりを行っていることなど、また4月から10月までの間、学校に休まず登校している児童でございます。(3)の推薦人員でございますが、各校男女1名ずつの合計38名となっております。資料の裏面にこれらの基準により各小学校長から推薦をされました児童38名の名簿が掲載されてございます。

つきましては、学校長の推薦どおり表彰してよろしいかご協議をお願いいたします。

なお、項番3の表彰式でございますが、本年12月11日月曜日、午後3時から区役所10階1003会議室におきまして、垣内教育委員、金子小学校長会長のご出席をいただいて実施を予定してございます。

ご説明は以上でございます。

続きまして、台東区自然の村施設についてご報告いたします。資料2をご覧ください。

本件につきましては、今年1月の本委員会におきまして、施設の廃止及び譲渡についての方向性についてご決定をいただいたところでございます。その後、検討を進めまして、項番1の現況のところでございますとおり、台東区、それから鹿沼市のほうでそれぞれ状況が資料のとおりでございます。

先般、鹿沼市の政策会議におきまして、施設の譲渡受け入れに関する決定がなされたので、項番2のとおり、廃止及び譲渡を進めてまいりたいと考えてございます。

項番2の(1)、廃止時期でございますが、施設の廃止時期につきましては、繁忙期であります8月末までの閉館をした後、平成30年度中に廃止をいたします。

(2)の譲渡時期でございます。譲渡につきましては、この移設の廃止後、平成30年度末までに鹿沼市に対して譲渡をしております。

(3)の譲渡条件でございます。1点目は、鹿沼市は譲渡後、市民の福祉向上を目的とした施設として活用するとともに、台東区民も引き続き使用できる施設とすること。2点目、台東区はテニスコート部分の撤去、施設に必要な修繕を行った上で、設備・備品等も含めて、鹿沼市に対し無償で譲渡すること。3点目は、台東区は区民の施設使用料について一定の期間、鹿沼市の使用料との差額を負担していくこと。4点目、譲渡後もこれまで培ってきた台東区と鹿沼市の交流を継続していくこと。5点目といたしまして、鹿沼市の使用開始につきましては平成31年度からとすること。最後に、その他詳細については別途協議の上、決定していくということで、条件としてまいります。

項番3の今後の協議事項でございます。施設の譲渡後の区民の施設利用につきましては、鹿沼市と今後も協議を進めてまいります。1点目は、区民の予約について、一般予約よりも早い段階での優先的な予約の受け付け制度を考えていくこと。2点目、これまで自然の村で実施してきた親子キャンプの意義を踏まえまして、施設の譲渡後のこの事業の実施方法について協議・検討していくというものでございます。

最後に項番4、今後のスケジュールでございます。来月13日の区民文教委員会に廃止・譲渡の報告をいたしました後、来年2月の教育委員会で廃止条例の意見聴取をさせていただきます。30年3月の区民文教委員会で廃止条例の議案を提出してまいります予定でございます。

報告は以上になります。

続きまして、区立中学校選択制度の最終選択状況についてでございます。こちら資料3をご覧ください。

まず、項番1の最終選択状況でございます。資料の表でございますが、10月末の中間選択状況の公表をさせていただいた後、選択校の変更期間を経た後の最終選択の数値となっております。

表は、学校別に左から、入学可能者数、選択者数、選択者数のうち私立中学校等の受験予定の人数とその割合、今後の転入・転出や私立中学校等の進学等を勘案した入学者の予測数、そして、昨年度の選択者数を最後に参考にお示しをしております。

表中、数字にアンダーラインが引かれているところがございますが、こちらは選択者数が入学可能者数を上回ったもの、また、その隣にあります括弧内の数字につきましては、各校の通学区域からの選択者数の内数でございます。

表でご覧いただけますとおり、本年度は、御徒町台東中、忍岡中の2校が入学可能者数を上回る選択状況となっております。

また、前年の選択状況と比較をいたしますと、全体で3人の減という状況になりましたが、単純比較をいたしますと、前年より選択者が増加した学校が、御徒町台東中、上野中、浅草中、桜橋中の4校、減少した学校が、柏葉中、忍岡中、駒形中の3校でございます。

最も増加いたしましたのは、浅草中学校の19名の増、最も減少いたしましたのは柏葉中学校、31名の減でございます。

続きまして、項番2の対応の案でございます。まず、(1)の抽選についてでございますが、選択者数が入学可能者数を超えました2校について、抽選の実施についてのご協議をいただきたいと存じます。

学務課での予測した数値でございますが、この両校とも入学可能者数を最終的には下回ることを見込んでおりますので、抽選を行わず、全員を選択した学校の入学予定者と決定したいと存じます。

次に、(2)の区内転入者の選択についてでございますが、こちらは来年4月の入学前に転入した場合は、転入先の住所地に基づく指定校か、またはその段階で受け入れ可能な状況である学校を選択することといたします。

なお、4月以降に転入された方については、住所地の通学区域校が指定されることとなります。

資料の裏面をご覧ください。

続きまして、(3)として区域外就学の取り扱いについてでございます。御徒町台東中学校を除く6校につきましては、入学可能者数に達しないと見込まれる範囲内で区域外就学の受け付けをしてみたいと存じます。

また、御徒町台東中学校につきましては、現時点では区域外就学者の受付枠、実際のところは、入学可能者数の空き枠がどれくらい出るかという予想が難しい状況がございますので、今後、私立の受験予定者の進路が概ね決定いたします平成30年2月15日の時点で、同校の学級編制に支障なく区域外就学者の受け入れ枠が確保できる状況になった場合に限り、申請を受付したいと考えてございます。

最後に項番の3にあります、今後の日程でございます。今月の27日から、現在、区域外就学によって台東区立の小学校に通っている方についての中学校の区域外就学の受付を開始いたします。その後、12月7日から新規に区域外就学を希望する方の受付を開始いたします。その辺りの受付をした上で、年が明けた1月上旬に就学通知書の発送をしてみたいと存じます。

ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りたいと存じます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、学務課のAについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 次に、学務課のイについて、何かご質問はございませんか。

末廣委員 無償で譲渡するときに、施設の必要な修繕を行うということですが、これは30年度の予算で行うのでしょうかから、まだどのくらい費用がかかるかというのは、よくわからないですか。

学務課長 この施設の修繕につきましては、今年度、予算をとっているところもござい

ますので、この分につきましては、できるところでやっていきたいということで、今、内容につきましては、鹿沼市と精査を進めているところでございます。

また、30年度の予算の大きなところになりますと、先ほどの譲渡条件のところにございました、テニスコート部分の撤去。こちらのところを主なものとして見込んでいますところでございます。

末廣委員 しっかりと修繕してからでないかと、鹿沼市のほうは受けないと、そういうことなんでしょうか。

学務課長 この譲渡条件のところは、委員ご指摘のとおり、鹿沼市からの要望を受けての対応というところが含まれてございまして、受けないということではないのですが、こちらとしても引き続き鹿沼市のほうでより有効に活用していただきたいということも含めて、特に不具合があるところについては直した上でお渡ししたいなと考えているところでございます。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 次に、学務課のウについて、何かご質問はございませんか。

高森委員 区立中学校の選択制度の最終選択状況について、全体として増減があったということですが、さほど大きな増減がない中で、浅草中、桜橋中の両校が増加の見込みがあるということは非常にうれしいことだと思います。各学校が努力された成果ではないかと思しますので、各校長先生方によろしくお伝えください。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のアからウについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

(2) 放課後対策担当課 エオ

矢下委員長 次に、放課後対策担当のエ及びオについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

放課後対策担当課長 「台東区放課後対策の方針」についてです。資料4をご覧ください。

本案件につきましては、9月の子育て支援特別委員会にて、台東区放課後対策の方針の中間報告後、パブリックコメント等を実施し、広く区民の意見を聴取し、最終案を取りまとめたものでございます。

項番1、策定の趣旨です。次代を担う子供たちの健全な育成ができるよう共働き家庭等

の児童に限らず、全ての児童・生徒にとって安全・安心な放課後の居場所を推進するため、放課後対策の総合的な方針を策定します。

項番2、意見聴取です。(1)パブリックコメントを10月2日から10月23日まで実施いたしました。いただきました意見につきましては、別紙1にまとめてございます。別紙1をご覧ください。

34人から43件の意見をいただいております。主な意見といたしましては、放課後子供教室に対して、1ページの1番にございます、「同じ学校内で過ごすことは、気分を変えることができない」です。こどもクラブに対して、4ページの5番、「こどもクラブの定員を減少するべきではないのでは」。児童館に対して、5ページの3番、「放課後子供教室では気持ちの切り替えができないため児童館が必要だ」。また、その他として5ページの3番、「様々な形で放課後の子供たちが安全・安心に過ごす場所が増えていることに感謝している」等の意見をいただいております。

資料4にお戻りください。

(2)台東区放課後子供教室運営委員会を10月31日に開催いたしまして、こちらは、小学校長、PTA会長、児童委員等が委員となっております。

(3)台東区次世代育成支援地域協議会を11月7日に開催いたしました。こちらは、学識経験者、地域団体の代表、区民委員等が委員となっております。

(4)こどもクラブ在籍児童の保護者に対し、アンケートを9月22日から10月2日まで、全22こどもクラブで実施いたしました。

(2)から(4)までにつきましては、別紙2に記載させていただいておりますので、ご覧ください。

台東区放課後子供教室運営委員会では、1ページの4番にございます、「学校施設の活用にあたり、責任体制を明確にして欲しい」。台東区次世代育成支援地域協議会では、1ページの3番、「夏休みの学校閉鎖期間や休業日には放課後子供教室を実施するのか」。2ページの7番にございます「PTAに負担がかからないようにして欲しい」等の意見やご質問をいただいております。

また、こどもクラブ在籍児童の保護者に対するアンケートは、配布数1,056枚で回答数は735枚でしたので、回答率は69.6%となっております。回答いただいたうちの38.6%の方が、こどもクラブから放課後子供教室に移行することを希望しており、こどもクラブの需要減少が見込まれます。

移行希望の理由で最も多かったものが、5時近くまで居場所を確保できる。次いで、長期休業中の居場所を確保できる。そして、利用料の負担がないとなっております。

今回実施いたしました意見聴取では、放課後対策を実施する際の具体的な内容や進め方に対するご意見やご質問が多く、方針の内容が変更されるものではありませんでしたが、多くのご質問をいただきまして放課後子供教室につきましては、より具体的な実施内容を本旨に追加いたしました。

資料4の裏面をご覧ください。項番3、中間のまとめからの主な変更点です。主な変更点は3点ございます。台東区放課後対策の方針（案）冊子、1ページをご覧ください。

ページ1番下の表1ですが、平成29年10月の区民文教委員会にて報告されました、台東区基本構想等策定に伴う人口推計の実施により、数値に変更がございました。

12ページをご覧ください。表13に先ほどご説明いたしました、こどもクラブ登録者数に対するアンケート調査の結果を追加しております。

17ページをご覧ください。イメージ図の下に放課後子供教室の詳細な実施内容を追加いたしました。実施日時は、学校登校日につきましては、放課後から16時35分、長期休業中は8時から16時45分としており、土日、祝日、年末年始、お盆時期などの学校閉鎖期間、学校行事等の振替休日を除く日程で実施を予定しております。

項番4、今後のスケジュールです。12月4日の子育て支援特別委員会にて最終案を報告いたします。その後、12月中に方針を作成し、広報たいとう、区公式ホームページの掲載、関係機関へ手紙配布等により周知を図ります。

説明は以上でございます。

続きまして、平成30年度の放課後対策についてです。資料5をご覧ください。

項番1、放課後子供教室についてです。平成30年度は新たに1校で実施し、2校で拡充いたします。

(1)実施内容です。目的は、全ての児童を対象に学校施設を活用して、安全・安心な居場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、社会性・自主性・創造性等を育み、児童の健全育成を図ります。

校庭や体育館、図書館等の学校運営に支障がない場所を使用し、学力向上、体力向上になるようなプログラムや自由遊びを実施いたします。

実施は先ほどご説明させていただきました記載のとおりです。

運営形態は業務委託とし、公募により事業者を選定いたします。

利用者負担は無料ですが、保険代のみ自己負担となります。

(2)新規開設につきましては、大正小学校となります。

(3)運営事業者の選定につきましては、12月4日の子育て支援特別委員会終了後に公募を開始いたします。審査期間は12月から来年1月までを予定しており、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより選定いたします。

(4)長期休業中の拡充につきましては、現在実施しております千束小学校及び石浜小学校の2校で、来年度より長期休業中にも事業を実施いたします。

裏面をご覧ください。項番2、こどもクラブについてです。

(1)新規開設につきましては、(仮称)石浜こどもクラブ、蔵前こどもクラブの2つのこどもクラブを開設いたします。

石浜こどもクラブにつきましては、平成30年4月1日より、石浜小学校の1階に80名定員で開設を予定しております。事業者につきましては、石浜小学校放課後子供教室B登録か

らの移行のため、現在の事業者が引き続き実施いたします。

蔵前こどもクラブにつきましては、蔵前小学校が新校舎に移転後、1階部分で開設を予定しておりますが、定員につきましては未定でございます。事業者につきましては、平成30年度中に公募を実施いたします。

(2)高学年障害児保育実施こどもクラブにつきましては、新たに池之端、北上野、蔵前の3クラブで実施いたします。

項番3、今後のスケジュールです。本年12月4日の子育て支援特別委員会にて報告を行い、委員会終了後、保護者説明と大正小学校放課後子供教室の運営事業者の公募を開始いたします。そして、平成30年2月21日の子育て支援特別委員会にて事業者選定の結果を報告予定です。2月中旬にこどもクラブの入会決定、3月に放課後子供教室の登録受け付けを行い、4月に事業開始となります。

説明は以上でございます。

矢下委員長 ただいまの説明につきまして、まずは放課後対策担当の工について、何かご質問はございませんか。

高森委員 17ページのこの具体化に向けての新しいイメージの部分で、放課後子供教室の囲みの中に、生活指導子ども会が入っているのですが、ここには特に印で断り書きがないのですが、毎日というわけではないですよね。具体的には、どのような形になるのでしょうか。

放課後対策担当課長 生活指導子ども会につきましては、各学校で年度によって実施状況が異なっておりますので、こちらに日時等は記載しておりません。各学校ごとで異なっております。

高森委員 できれば印をつけて、各学校で入れておくといいのかなと。これでは必ず開催されるような感じになっている気がするのですが、断り書きがもしあればと思います。

矢下委員長 よろしいですか。

(なし)

矢下委員長 次に、放課後対策担当のオについて、何かご質問はございませんか。

樋口委員 学校施設を使う場合、学校管理者である校長等がいますね。事業者との関係をつましく線引きしないと、学校の校長が開設されている期間、全て管理の責任がありますよということになると、かなりの超過負担にならないかと思いますが、このことについては、教育委員会として、学校施設でこのような事業をお願いする際に、学校管理者への説明ないしは線引きですね。当然、校長先生も休暇が必要ですから、休暇中におけるこどもクラブの事業展開について、どの程度の責任を負わなければいけないのでしょうか。完全に責任がないですよという話なのか、やはり責任は負っていただきますという話なのか。どういう線引きをされていますか。

放課後対策担当課長 ただいまの意見につきましては、先ほどの方針の中の、台東区放課後子供教室運営委員会等でも同じようなご意見をいただいております。

学校施設の活用に当たり、責任体制を明確にしてほしいということで、あくまでもこちらの放課後子供教室の実施主体につきましては、教育委員会となっておりますので、授業終了後、放課後子供教室を登録してからは、教育委員会のほうで責任を持って管理・運営を行っていくということで回答をさせていただいております。

高森委員 実際、この新規開設する小学校の保護者、PTAの会長さんから話を伺ったのですが、いろいろと心配事があると聞いております。ですので、先ほどの生活指導子ども会のこともあるとは思いますが、それ以外にも学校全体の運営に関して、子供たちに不利益が生じないように、安全・安心に配慮してしっかりやってほしいということで、ご意見をいただいておりますが、実際に保護者への説明会であるとか、そういったことを頻繁に開かれていらっしゃるのですか。

放課後対策担当課長 利用者の方ですとか保護者の方への説明につきましては、まだ委員会報告ができていないので、委員会報告後、早急に周知をしております。

高森委員 不安な声が上がっていましたので、よろしく願いいたします。

樋口委員 私も不安なので、十分、説明をしていただきたいのですが、こどもクラブで学習を指導するような、いわゆる補習教室の代用みたいなところと考える方もいらっしゃるんですよ。そうすると、学校の先生がもしかしたらそこにいてくれて、授業で理解できなかったところを教えてくれるのではないかと期待をしている人がいたので、いや、それは全く違いますよ、事業者が入りますよという話をして、学校とは別だという話をしたことがあります。

塾のかわりにこどもクラブだという言い方をされると、これは期待過大なところが出てきますので、そこは保護者、地域への説明を十分にしないと間違った解釈が出てきて不満が出てくるかと思っておりますので、よろしく願いします。

矢下委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

矢下委員長 それでは、放課後対策担当の工及びオについては、協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) スポーツ振興課 カ

矢下教育長 次に、スポーツ振興課のカについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

スポーツ振興課長 それでは、体育施設の事前使用承認につきまして、ご説明を申し上げます。資料は6をご覧ください。

本件は平成30年度分の体育施設の使用につきまして、区民体育祭、幼稚園、保育園、小

中学校運動会及び体育協会等の実施に関する使用についての事前承認をご協議いただくものでございます。

資料、項番1、対象施設でございますが、資料記載の台東区体育施設条例に規定される全6施設でございます。

続きまして項番2、各施設の使用計画でございます。はじめに、荒川河川敷運動公園運動場につきましては、台東区少年軟式野球連盟及び台東区サッカー連盟等より、平成30年度の優先利用についての申請がございます。参考に、資料の2枚目から5枚目に、日程等が記載された申請書の資料を添付しております。

恐れ入りますが、1枚目の資料の裏面をご覧ください。

続きまして、江戸川河川敷運動場でございます。こちら、台東区軟式野球連盟より、平成30年度の年間利用についての申請がございます。野球連盟の申請書につきましては、資料の6枚目に添付しております。

続きまして、台東リバーサイドスポーツセンター、田中スポーツプラザ、柳北スポーツプラザ、清島温水プールの施設につきましては、申請数が大変多いため、一覧表にさせていただきます。資料の7枚目から一覧表を添付しております。

こちら、下にページ番号を振っておりまして、1ページから75ページ目がリバーサイドスポーツセンター各施設についての申請でございます。

続きまして、76ページから88ページでございます。こちらが田中スポーツプラザについての申請でございます。

続きまして、89ページから94ページまで、こちらが柳北スポーツプラザについての申請でございます。

最後、59ページから終わりまでが、清島温水プールについての申請でございます。

こちら一覧表には使用する行事名、使用する施設担当課、利用する時間枠を記載しております。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3号に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

末廣委員 これ以降の申し込みは受け付けないということですか。

スポーツ振興課長 一般利用申し込みより前の申請でしたら、教育委員会でご議論いただくという形になります。

高森委員 今年は、秋に台風が日本列島を横断いたしまして、かなり河川敷の運動場等の被害が報告されているのですが、今回の件と関係ないのですが、例えば江戸川の河川敷の野球場であるとか、その辺の被害はあったのでしょうか。

スポーツ振興課長 江戸川河川敷につきましては、いわゆる台風や大雨が降ると水がグラウンドに上がってしまいますので、そういう意味で被害がありました。

高森委員 使えなかったということですね。

スポーツ振興課長　そうです。使えない状態になりまして、そのため、サンケイスポーツセンターという民間の施設、野球場が何十面もある施設を借り上げていまして、使えなかった分は協議して、振り替えをして、11月以降もある程度使えるように交渉をしております。

高森委員　わかりました。

樋口委員　田中スポーツプラザについてですが、ある特定の団体がかなり占めているような感じがいたしますが、この辺の地域、ないしは利用者からの不満・不平というのは大丈夫でしょうか。

スポーツ振興課長　田中スポーツプラザは、毎週木曜日の午後、あと金曜日の夜間、土曜日の午後など、あらかじめ、たなかクラブと取り決めをしていまして、その枠は優先的に貸し出す。そのほかは一般利用ということで貸していまして、そのことで一般利用者から、使えないじゃないかなど、不満などについては特にはございません。

樋口委員　このたなかクラブの規模は、どのぐらいの規模なのですか。

スポーツ振興課長　人数で言いますと、館員数が150名ぐらいです。

高森委員　いろいろな団体が入っているんですね。

私もそれに関連して一つ。今度は柳北スポーツプラザについてですが、蔵前小学校は当然、いろいろな形で活用するかたちに、ここ数年はなるのでしょうか、小学校の教育活動のほうとこの地域への開放と、その兼ね合いというのは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

スポーツ振興課長　とりあえず、平日の5時までは学校が優先で、平日の夜間と、土曜・日曜・祝日に関しては一般開放。ただ、学校の行事やPTAの行事などにつきましては、あらかじめ学校側と協議をして、学校の利用を優先させていただいております。

高森委員　そのことに対して、地域の方々、いろいろな団体からは何か声は上がっていますか。

スポーツ振興課長　学校側からは、学校の要望を最大限受け入れて、一般の利用者の方からは、今までも使えなかった時間帯があるので、利用できなくなった団体はあるのですが、学校の教育活動でということで、一応ご理解はいただいているところでございます。

矢下教育長　よろしいですか。

(なし)

矢下教育長　それでは、スポーツ振興の力については、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長　ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイウ

矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 報告事項ア、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についてご説明いたします。資料7をご覧ください。

10月分といたしまして、児童保育課取扱分が1件ございました。

区内の私立保育園についてということで、保育園が園の前の歩道の部分に白線を引いて、自転車の駐輪スペースをつくっている。狭い道なので危険である。自転車は保育園の敷地内、自動車は敷地内か駐車場を利用するよう指導してほしいというご意見でございました。

報告事項アについては、以上でございます。

次に報告事項イ、教育委員会後援名義の使用についてご説明いたします。資料8をご覧ください。

今回は、庶務課取扱分が1件、生涯学習課取扱分が2件でございます。

まず、庶務課取扱分でございますが、東京大空襲犠牲者追悼・記念資料展実行委員会が、来年3月9日から12日に開催をいたします、「東京大空襲資料展」でございます。

生涯学習課取扱分でございますが、台東区能楽連盟が、来年1月21日に実施をいたします、「新春謡初め」。

2件目は、台東区吟剣詩舞道連盟が、来年2月25日に実施をいたします、「台東区墨田区全国吟詠コンクール大会」でございます。

事業の内容等は資料に記載のとおりでございます。

3件とも継続の案件でございますが、今回も後援名義の使用をご了承くださるようお願いをいたします。

続きまして、報告事項ウ、平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご説明します。資料9の3枚ものの概要版をご覧ください。

まず、この点検及び評価でございますが、教育行政をより効果的、効率的に推進することを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて実施しているものでございます。

点検・評価の対象となる事務でございますが、昨年度までは、「学びのキャンパス 台東アクションプラン」と「台東区生涯学習推進プラン」から、それぞれ2つの項目を選定しておりました。今年度につきましては、区が長期総合計画に掲げている74の施策、全てについて評価を実施いたしましたので、それを活用し、項番3に記載をいたしました9つの施策について実施をいたしました。

項番4、点検及び評価の方法でございますが、資料に記載いたしました4つの項目について点検・評価を行った上で、3名の学識経験者からご意見を頂戴いたしました。

2ページをご覧ください。項番5には点検及び評価の結果を抜粋しております。評価は、

A(順調である)、B(一部課題がある)、C(課題がある)となっております。

今年度はAが六つ、Bが三つで、Cはございませんでした。

報告書の本編を事前に送付させていただいておりますので、本日は、B評価となったものを中心にご説明いたします。

はじめに、図書館機能の充実でございます。

郷土資料であるゆかりの文学・浮世絵や古地図等を活用した展示や講座を行政計画どおり実施しており、台東区の歴史や文化に触れる機会の提供に努めている。子供向けには、おはなし会・あかちゃん絵本タイムなどを行政計画どおりに実施し、新たに小・中学生向けブックリストを発行するなど、子供の読書活動を推進しており、子どもの利用登録者一人あたりの貸し出し点数は、増加傾向となっている。しかし、区民の利用登録者数及び貸し出し点数を増加させる取り組みが必要であることから、B評価といたしました。

これに対して学識経験者からは、利用者登録者数、貸し出し点数に関しては、問題の所在を把握し、改善を図る必要がある。関連事業については、今後も利用者のニーズを把握したうえでの実施が期待される。郷土資料の記録と整備は、地道であるが極めて重要な事業である。社会教育や学校教育での活用の機運を高める方法がないものだろうか。子どもの読書活動の推進は転換期にあるが、読書に親しむベースである、おはなし会やあかちゃん絵本タイムなどは少子化の時代だからこそ重視したい実践である、などのご意見をいただきました。

4ページをお開きください。次に 個性を生かす学校教育の充実でございます。

学力向上推進ティーチャーの活用により基礎学力の向上に一定の成果が表れている。学びのキャンパスプランニング事業では、プランを充実させたことに伴い、授業とは違う子供たちの貴重な体験も増え、多様な思考力や創造性を育むことができている。オリンピック・パラリンピック教育においても、多文化理解やおもてなしの心の醸成が図られており、世界で活躍する人材の基礎が養われている。学力・体力向上事業は満足度も高く有効に活用されているが、現状では明確な成果にはつながっていない。教育委員会は強く関わり、実効性を高めていくことで学力・体力の向上を図っていくことが必要であることから、B評価といたしました。

これに対して、学識経験者からは、学力向上に関しては、主体的、対話的で深い学びを実現する中で生きる力としての学力を確かに身に付けるという視点を明確にし、関連事業の充実を図ることが求められる。各学校の学力は、生活指導の状況と相関すると思う。生活充実の一環に学習に対する意欲・態度・習慣などの学習規範の充実がある。各学校は、まず、児童・生徒の秩序ある生活環境を育てることである。授業改善が不可欠であり、多忙な教員の現状を乗り越え、子供に向き合う力の在り方を抜本的に見直す必要があり、教員の研究心と校内体制の改革を求めたいなどのご意見をいただきました。

5ページをご覧ください。児童・生徒の放課後の居場所づくりでございます。

こどもクラブの待機児童を解消するため、今戸こどもクラブの新設、石浜小学校内での

放課後子供教室モデルの実施や、こどもクラブの定員枠の拡大、児童館でのランドセル来館の実施など、様々な手法で放課後における児童の居場所の確保を図ってきた。その結果、一部地域では待機児童の解消につながったが、区全域においては、待機児童数は解消に至っていない。国の放課後子ども総合プランや区民ニーズ、既存の放課後対策事業を踏まえ、待機児童解消に向け、放課後対策の方針を策定し、児童・生徒が安心して楽しく過ごせる居場所づくりを推進していく必要があることから、B評価といたしました。

これに対して、学識経験者からは、こどもクラブ・児童館、放課後子ども広場は、それぞれ重要な意味を持っており、施策の充実のためには、区民ニーズの把握とともに、学校関係者との緊密な連携が望まれる。時代の需要に応じた積極的な事業展開に努めていることを評価したい。対象児童数が増えれば、指導者も多く必要になるだろうが、若者や高齢者も含めたボランティア・システムの構築は不可能だろうか。ボランティア側にも、社会貢献や生きがいづくり支援など、有益な面が生まれると思う。子供の日常生活の援助、保護者の社会での活躍等への配慮などを考えると、法や規則に即するだけでは、乗り切れないのが本事業の特質であり、隣接領域の事業との連関を抜本的・総合的に見直し、その糸口をつかみたいなどのご意見をいただきました。

概要は以上でございますが、この度の結果や学識経験者のご意見などを踏まえ、引き続き取り組みの充実に努めてまいります。

なお、本日ご欠席でございます垣内委員から、ご意見を頂戴いたしましたので紹介をさせていただきます。

本編の21ページをお開きいただきたいと思います。

有村先生から、学びのキャンパスプランニングについてのご意見を頂戴いただきましたが、垣内委員も、ぜひこれを進めていただきたいというご意見であったのでご紹介をさせていただきます。

また、次年度以降の評価及び点検につきましては、区が実施をしております行政評価との整合や活用などを視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のAについて、何かご質問はございませんか。

樋口委員 以前も近隣の住民から保育園の設置等で、道路が狭いという話や、ご自身の駐車場の前が電信柱があるので、そこの前に保育園をつくるのはという意見が寄せられたのですが、実際に私が現地に2度行って道路を見てみると、それほど狭くなかったという話で、車の運転の技術ではないかと、実は思いました。

この花川戸保育園の玄関の前は、道路は何メートルの広さで、例えば、2メートルとか3メートルで車を置くというのはとんでもない話になりますが、この辺について客観的な把握をされたほうが、広いよとか、狭いよとかいう、いわゆる抽象的な話ではなくて、子供の安全のために、いくら道路が広くても、歩道側には一定のラインを引いておかないと

まずいよというのなら、それをきちんと言うべきだし、注意しただけでは、この質問者は納得しないと思うのですが。

もし議論する場合には、客観的なデータを出したほうがいいと思います。

児童保育課長 道路幅までは把握していないのですが、ただ、2メートル、3メートルという幅ではなくて、もう少し広い道路ではあると思います。ただ、このご意見にもありますように、例えば、自動車が停まってしまうと、若干通行が難しくなるようなケースもあるのかなとは思っております。

また、自転車につきましても、やはり歩道部分に送り迎えの際の一時駐輪をしている状況でございまして、その点については、やはり歩行者への配慮は必要であろうというところは認識しております。

高森委員 法律に抵触しないのかどうか。道路交通法がどうなっているのか、私もよくわからないのですが、歩道に白線を引いたのは保育園が引いたということでしょうか。こういったことは許されることなのでしょうか。

児童保育課長 白線を引いたのは保育園のほうで、目安として、なるべくはみ出さないようにというような目的な目的で、引いてはいるということを知っております。

高森委員 それは法律上抵触しませんか。

児童保育課長 法律のところについては、詳しく調査をする必要があると思いますが、例えば、現実問題として、道路の占有許可はとっていない状況ではございます。

高森委員 いけないことなのかもしれないので、もう一度ご確認いただいて、保育園側に適切な指導をしていただいたほうがよろしいかなと思います。

児童保育課長 はい。十分に調査をさせていただきます、対応させていただきます。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 次に、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 最後に、庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

樋口委員 3点あります。まず1点目ですが、図書館の話です。Bの評価ということですが、貸し出し数が増えていないという言い方は、何かおかしいのではないですか。基準として、図書館の機能は貸し出し数ではなくて、利用者数であって、本を貸し出すかどうかは、それは利用者が読み足りなかったから借りていこうかという話であって、それをもってBというのはいかがなものかと思えます。

それぞれ評価をされた方々が一生懸命考えたのだらうと思いますが、将来の図書館を考えると、これから人口減になっていく、まさに人口構造の変化があるわけで、仮に人口が増えたからといって図書利用者が増えるという、そのような相関性も疑義がある。

ですから、学識者の話では、まず原因は何かと言ったら、去年と今年とで、利用者構造、ないしは住民の人口構造を見て、どの世代がという話をしていかないと、この増加をしな

いからBだというのは、いかがなものかと私は思います。

高森委員 滞在時間なども、そうですね。

樋口委員 そうそう。最近の本は、1冊全部同じ話ではなくて、数章に分かれていたり、小説にしてもショートエッセイといいますよね、短い文章があるので。ここだけ読めば今日は借りていかななくてもいいかなと。借りていくと、お借りしているという負担感もあるし、またお返ししなければいけない。私の場合も、大学の図書館は利用しますが、あまり借りないですね。

中央図書館長 樋口委員おっしゃるとおり、貸し出し数で評価をするという点については、私も評価基準としては見直しが必要かと考えております。今年度のこちらの評価シートのもととなったものの施策評価シートですとか、随分前につくった指標として貸し出し点数というのもございましたので、それに基づいて今年度は評価をしたところでございますが、やはり、そもそもの指標については、もっと精査をしていかなければいけないかと考えてございます。

末廣委員 まず、図書館の話ですが、確かに貸し出し件数が増えればいいというものではないというのは、全く同感です。

それから、今、台東区の図書館は郷土資料の充実といいますか、着々と進んでいると思うのですが、この識者のご意見の中で、この整備されたものを学校や社会でどう活用するか。これは図書館だけの問題ではないので、やはりある程度、学校や教育委員会など、せっかくあるものをもっと活用しようという、そういう気運が高まるというのが必要だと思いますが、何か具体的に使うというのは、今まで、幾つかありますか。

中央図書館長 以前のものは不明なのですが、ここ最近では、あまり学校と直接、資料をというお話は、残念ながら、ない状況でございます。

末廣委員 小学校、中学校ということになると、あまり専門的な資料はまだ使えるレベルではないとは思いますが。

それから、やはりBのところではいきますと、個性を生かす学校教育ですね。これは樋口委員もおっしゃっているのですが、基本的には、やはり、先生方の授業力は、どうしても欠かすことができないことだと思いますね。

いわゆる、もう子供と向き合う時間というのが、今どんどん少なくなっているのですが、それでも基本は授業でどう教えていくか、教育研究といいますか、これが一番、ある意味では大事なものだと思います。

そうした点で、各学校の研究や研究発表など、いろいろと努力をなさっていて、その効果もある面では出ているのではないかと感じています。やはり、新しい先生が増えていたりということになりますと、ベテランと若手の先生との意思疎通といいますか、先輩が教えていくという、そういうことが必要であるだろうし、学校の教育現場では、授業の精度を上げていくということがまず大事だと思うのですが、この点についてどのようにお考えなのか教えてください。

指導課長 今ご指摘のとおり、学校、特に小学校では若手の教員の大量採用ということで、今、学校ではまず、学校長、管理職からの授業観察であるとか、また、いわゆるOJTという言い方をしていますが、教員の職層で主任教諭というものは教員に対する職務上の指導を担うことになっておりますので、若手と主任が1対1でペアになって、授業であったり校務分掌などについて学ぶということも進められておりますので、こういったところをさらに充実を図っていきたいと考えております。

末廣委員 この学識経験者のご意見で、いわゆる教育研究、子供に向き合う実力のあり方を抜本的に見直す必要があるというご意見ですが、これは具体的にはどのようなことを指しているのか。抜本的に見直すということは大変なことかと思えます。ですから、そこはどのようなことなのか、若干わかりにくいのですが。

指導課長 今、東京都教育委員会でも、教員の働き方改革ということで、先日もその策定のプランなども示されているところです。子供たちに向き合う時間を生み出すために、例えば、部活動の外部指導員の活用であるとか、そのようなことについての考え方も示されておりますので、教育委員会としても、そうしたプランなどに基づいて、今後どのように進めていくか、検討をしっかりと進めていきたいと考えております。

末廣委員 確かに部活をはじめ、本来の授業に向き合わなければいけない時間をほかのことでどんどん取られている現状がありますので、そういう意味では、あり方を抜本的に見直したほうがいいということではあるかと思えます。

高森委員 既に各委員からご指摘もありましたので、それらを除いて2点ほど伺いたいことと、それから1点要望したいことがございます。

まず、この報告書の11ページです。アスリートから学ぶLet's Enjoyスポーツの部分ですが、11ページの事業概要では(3)ですけれども、確かにかなり充実してきているとは思いますが、ただ数をこなせばよいというのではなくて、やはりこの実績を集約して総括するというか、報告するようなこともなさってはどうかと思います。

例えば、講演や実演の要旨を文書化するであるとか、いわゆる収録的なような形で記録を残すというのも一つのやり方かなと思いますが、そのようなことをなさっていらっしゃるのかどうか。また、そのようなことをなさる予定があるのかどうかということが1点目。

それからもう1点は、今度は16ページの幼児の体力向上支援、事業概要は(2)番になりますけれども、ここにスポーツ指導専門員のことが出てきていまして、私も各園の園長をはじめ、実際にこの事業にとりかかっている先生方からご意見を伺ったところなのですが、一部の保護者から非常に大変な高評価もあると伺っています。また、教員にとっても学びの場にもなっているということで、非常に有意義な活動であることは一つ言えるのですが、ただ、一つ気になることがありまして、地域のスポーツ教室と異なって、子供というのは、望むと望まざるとに関わらず取り組むことになるのですが、指導者の意識がどの位にあるのか、どのレベルにあるのかということ少し気になっています。

というのは、実際に現場の声を聞くと、指導員が言葉かけが少し厳しいところがある。

半強制的になっている面も否めない部分があるとか、その日の子供たちの様子であるとか、子供それぞれ個々の性格に合わせた、きめ細やかな看取りができていない部分があるのではないか。それから、例えば、跳び箱ができないのはだめだ、鉄棒ができないのはだめだというような、そのような先入観が植えつけられるおそれがないだろうかなどですね。できない子供に対するサポートは万全なのかどうか。

特に先生方からの意見の中で聞かれたところは、特定の身体活動には、やはり特化したスポーツ教室なので、ほかの運動能力を芽生えさせるような活動にはならない部分もあると。実際にその園長の意見としては、特定の動きを身に付けさせるというやり方。これは確かにそれはそれで意味があると思いますが、その動作に対する習熟度は非常に向上するのですが、例えば、文部科学省が定めるような、幼児期運動指針に示されたほかの運動との、身体的活動との有機的関係が見出せない。特に動きに応用がきかなくなってくる面があるとか、一番心配なのは、精神面ですね。精神面で、やらされている感が強くなってきていて、運動に対する子供たちの有能感をそぎ落とすことにもつながるおそれがあるのではないかと思います。

ですから、先生方としては能力というよりも、努力を子供たちに自覚させるような導きをしたいのですが、なかなかそちらのほうに指導員の考え方、姿勢というのが向いてくれないという難しい面もあって、指導員と話し合いをしながら、その辺りは進めているというようなご意見も伺っています。

そのようなご意見があるということを知って、先ほど一部の保護者は非常に高評価を下しているし、先生方の中からも学びになるという意見もあったということで、実際にその園側、園のアンケートであるとか、保護者に対するリサーチというのをやっていらっしゃるのかどうか。それに対して、実際に家庭で子供たちの様子がどのように変化したのかということ、保護者が実感しているのかどうか。そのようなことのリサーチをなさっているのかどうかということを知りたいというのが2点目の質問でございます。

それから、3点目は報告書の19ページの英語教育、事業概要の(6)番、英語教育の充実のところですが、これは質問というよりも要望になりますが、以前も総合教育会議でお話をしたのですが、語学を身につける順序というのは、聞くことから入って、話すこと、そして読むこと、書くことと段階を追っていくのがスムーズなやり方だという話をしたのですが、次期の学習指導要領でも、これまでは5、6年生が外国語活動としてやっていたものを3、4年生まで前倒して、まず聞くこと、話すことをしっかりと身に付けさせると。そして、5、6年生に上がったら、教科化をした英語の中で、読むこと、書くことを実践していくという、段階を追った形で教育を進めてくれる予定でいるということで、大変、関心を寄せているところでございます。ただ、同時にやってしまうとよくないのです。聞くこと、話すこと、読むこと、書くことを同時にやると、実際にこれまでは戦後やってきたわけですが、子供たちの英語の学力がなかなか上がっていかないというのは、もしかしたらそこに原因があるのかなということで、文部科学省がそのことに問題意識を持って、今

回、段階的に学習指導要領の改訂に踏み切ったのだと思います。ぜひ、英語嫌いをつくら
ないような形で取り組んでいただきたいなというのが要望でございます。

以上3点、発言をさせていただきました。

スポーツ振興課長 はじめに、アスリートから学ぶLet's Enjoyスポーツ、11ページの
(3)番です。こちらは、委員おっしゃるように、今はイベント的なものでやっております。
これを行った目的は、トップアスリートやパラリンピアン競技を直に感じてもらって、
スポーツのすばらしさをみんなに知ってもらうとともに、スポーツを始めるきっかけづく
りにしていただきたいということから始めた事業で、今年度で3回目になるのですが、記
録などは、具体的にはやっておりませんので、その辺についてどういう形の記録で、どう
やってこれを成果にして運用していったらいいかというのは、検討する必要があるのかな
と思います。

教育支援館長 高森委員の幼児の体力向上に関するご質問についてお答えをさせていた
だきます

教育支援館では、保育園、幼稚園から毎月1回、アンケートを集計しております。その
結果からしますと、昨年度よりも今年度の評価のほうが高くなっているということが確認
されています。また、延長から出してもらうだけでなく、私自身も、もうほとんどの園
の体力向上事業を視察いたしました。

3名の指導員が分担して回っていますが、2名の指導員については、私は指導力や指導内
容について高く評価しております。ただ、1名につきましては、5月に視察した段階では、
子供への声かけや指示をするタイミングなど課題が一部見られたところから、直接、業者
のほうに改善の要求を私のほうからさせていただき、その後、回っている中で改善されて
きているということも認められております。

指導内容や指導方法が適切だと考える理由としましては、幼児に関しては、多様な動き
をとにかく経験させることが重要だと言われております。多様な動きというのは言い方を
変えると、日常的に子供が体を動かしているだけではしない動きをさせることであり、子
供にとってみると、それはある意味、不自然な動きとを感じるものなのです。その不自然な
動きというものを日常的に接している担任や保育士がさせてあげようとするというのは、
子供は、気持ちが近いこともあって、やはりなかなかそれができない。でも、月に1回だ
け来る、教えてくれるお兄さん、お姉さんにゲーム感覚でそれを指示されると、子供は喜
んでその不自然な動きを楽しんでいます。

その不自然な動き、多様な動きの取り入れ方や、それを取り入れる導入であるとか、あ
るいは、それがなかなかまだ発達上、困難な子に対する配慮なども非常に適切にされてい
るなと感じております。

ただし、園からの要望でも、一部こういうふうにしてもらいたいという声は支援館にも
届いておりますので、それはできるだけ全園の要望に応えられるようにということで、業
者には申し入れをしていきたいと思っております。

高森委員 スポーツ指導員の方のお二人というのは、昨年から継続でなさってくださっている方ですか。

教育支援館長 実は、入札により、昨年度の業者さんと今年度の業者さんが変わりました。ですので、私どもとしては、年度当初のスタート、子供たちに初めて会う指導員などで大変心配したところなのですが、6月頃からかなり評価が高くなってきましたので、現在の業者も、かなり努力されたのだらうなと思っております。

高森委員 向こうもプロですので、ノウハウを持っていらっしゃるでしょうから、うまくそれを幼児教育に取り入れて、いいところはどんどん先生方に吸収してもらいたいと思いますので、引き続き、よろしくをお願いします。

末廣委員 最後の「教育環境の整備」のところですが、これは評価がAですけれども、総合評価のところにも、児童・生徒の授業に対する関心や意欲は高まっているとありまして、実際にそうだと思うのですが、学識経験者の先生のご意見、下のほうに、子供たちの意識と行動が、学校・教員や行政の理解と対応を超えているのではないかというご意見があるのですが、これは具体的に誰かのことを、具体例を出してそういうことをおっしゃっているのか。そのところがちょっとよくわからないのですが。

先生たちはICTを実際を使って授業をいろいろと展開していると思うのですが、実際おやりになって、どうもこういうところに課題があるとか、そういう見直しといいますか、研究といいますか、これからもずっと使っていくわけですから、いいところ、悪いところ、いろいろとあると思うのですが、そういう、いわゆる見直しみたいなことを先生方で、グループである程度おやりになっているのか教えてください。

教育改革担当課長 ICTの活用率につきましては、週二、三回使用するという教員まで拡大すると、現在はもうほぼ80%ぐらいの教員が活用しております。

その研修の体制についてですが、以前、スーパーティーチャーの中でICTのコースを位置づけて、各学校で中核となる教員を育てたところでございます。

現在、中核教員を育てることは終了したので、スーパーティーチャーのコースからICTは除きましたけれども、その中核教員が各学校で中心となって研究は進めているところです。

したがって、どこで、どのデジタル教材を提示するか、あるいは、このデジタル教科書について、どんな加工をした上で子供たちに見せるかという研究は、各校とも十二分に進んでおり、いい活用がだんだん広まっているなど感じているところです。

課題についてですが、今、台東区がだいぶ進んできたのは、教員がICTを使って見せたり、子供たちに活動させたりする、教員がICTを操作するというところが進んできたのですが、来年度から、今後、子供たちにタブレットを配布していったときに、子供にどのように活用させていくかというところは、今後、大きな課題になってくると思いますので、そのときにはどうするかという研修体制についても、教育改革としては準備を進めているところでございます。

末廣委員 子供たちに実際に使わせて、やらせていくというのは、結構うまくいくのではないかと思います。いろいろなルールがありますが、その中で、意外と子供たちは適応力があるような気がします。

ただ、先生方も、ICTやAIを使っていこうという、そうした努力を続けていかないといけないかなと思います。

教育改革担当課長 今、末廣委員がおっしゃられた、「意外と子供たちは」というところが、もしかするとこの学識経験者のご意見、どういう意味かというところで、子供たちの意識と行動が、学校・教員や行政の理解と対応を超えているのではないかというものは、我々は、子供にはこういうルールでとかというようなことで、いろいろ前もって心配したりするところがあるけれども、もしかすると子供たちにタブレットを与えて操作させたときに、そういう心配はなく、子供たちはどんどんもしかすると使えるかもしれないというようなところも、指摘の一部に入っているのではないかなと思います。

樋口委員 そのキーワードが、主体性だと思います。学びの主体ということをよく言われるのですが、タブレットを開きなさいというのは、これは主体ではなくて従属ですよ。先生が命令しないと、そのタブレットを見ないということ。逆に主体というと、自分はテーマを持っていて、自分は何をしようと考えていること。ですから、今の話は、子供が自分は何をしたい何をしたいと、ずっと、タブレットを開けば追っかけていく。そういう意味では超えているかもしれないという話ならば、学校現場でもしそれをやることになったら大変なことになります。それぞれが、自分はどうだということになりますから。

ですから問題は、そこをどうするかが大きな問題で、主体的な学びをどうするか。今、スーパーグローバルハイスクールという、高校のレベルでは文部科学省が一定の学校に支援をして行っているのですが、金沢の高校4校で既に行っていますけれども、全部、テーマ研究をさせているのです。ですから、ある仙台の高校では、水の研究を中学生から与えて、水源から、いわゆる川口まで水がどうなっているかという話と、水がどうやって利用されているのか、農業にどうやって利用されているかという、水の流れや、水の性質を、全部テーマを与えて、そこにタブレットで情報をとらせたり、場合によっては、大学の先生が来て、水工学を教えたりしている。子供も普通のクラブ活動と同じように、毎日、学校に来る。

まさに、どこをどうするかの話だろうと思うんですね。主体というのは、勝手にやらせると大変なことになりますので、教室やグループで、ある一定のテーマを与えているというのが、今の教育の突破口だと思います。

教育改革担当課長 主体性という部分とICTの学習というところで、やはり委員おっしゃるように、今度課題となってくるのは、子供たちが学習課題をまず見つける。ここはアナログの部分での学習課題を見つけてることになるかだと思います。ただ、その学習課題を見つけた後に、グループでICTを活用して、いかに効率的に意見のやりとりをしたり、情報を収集したりするかということ。そのためのやはり、タブレットの中には、それが使える

ような環境をしていかなきゃいけないとは思いますが、そういうところで教員がどのように子供たちに指導していくかというのは、まさに今後の課題だと認識しております。

樋口委員 これは、小学校だけではなくて、小中学校の両方ですからね。

高森委員 先日、とある小学校の研究発表に行ったときに、指導主事の先生と一緒に拝見していましたが、社会科の授業で、子供たちが事前にインターネットや資料を使って調べて、それを教室の中で発表するのですが、今、情報は無尽蔵にありますから、子供たちはどの情報につながるかということは非常に問題があると思うのですね。

先生としては、授業の方向性が、ある程度、こういう軌道で今日は指導していくんだということで考えてはいらっしゃるのですが、予測できないような言葉が出てくることもあると思います。そうしたときに、先生方がどうそれに対処するかというのは、非常に苦慮されている部分もあると思います。

やっと、ICT、IoTの活用が定着をしてきたところもありますので、全国的に見ましてもいろいろな事例が出てくると思いますね。そういったところで、先生方が授業を進めるのにふさわしいやり方というのが、もしかしたらあるかもしれないですよ。例えば、インターネットを調べるときも、こちらから情報を操作するわけではないのですが、こういったサイトは信頼が置けるページですよ。それ以外のサイトには、もしかしたら疑問符がつきますよということも、事前に説明して子供たちに調べさせるというのも一つの方法かなと思うのですが、なかなかあんばいは難しいかと思えます。この辺り、これからどのように展開していくのでしょうか。

教育改革担当課長 学校には、セキュリティ上、いわゆる明らかに悪質と思われるサイトは接続できないようになっておりますので、子供たちが接続して得る情報につきましては、悪質ではないということは言えるとは思いますが。ただし、情報モラルの視点から、さまざまある情報の中から、何が有益であるかというものを選ぶ力というのは、今後、必要になってきます。

ですからそれは、教科の学習の中でも全てで行われますし、道徳の時間でもそれは行うことができますので、そのようなまさに、それは果たして有益なのか、有益ではないのかと疑問符のある情報を、子供たちが活用したときこそ、それはチャンスとして子供たちに考えさせられる場面になるのではないかなと思います。

末廣委員 今の話で、やはりそのような場面が、これからどんどん出てくると思います。それを、ある程度リードするのは、やはり教師だと思います。全部、生徒に任せるということではなくてね。

参考までに、私が今関係する学校は、高校ですけども、生徒全員がタブレットを持っています。それで、どんな授業でもそれを活用するわけですが、一斉授業ですけども、実際にはグループ、あるいは極端に言うと個人に対して、ある程度、学力差がありますので、タブレットでその子に合った問題を出しています。

そうなると、それぞれのタブレットは、全然、違う画面が出てきているのです。そうい

うところまでやっていくと、タブレットの効用が非常に発揮されてくると思います。

いずれは小中学校でも、先生がうまく指導できれば、そういう形が出てくると思います。ですから、無限の可能性がタブレットを使った授業にはあると思います。

樋口委員 おととい学会があって、私がある研究者の報告を討論したのですが、相当、偽のニュースがあるというものでして。

高森委員 フェイクニュースですね。

樋口委員 そうフェイクニュースなのですが、おとといの日本経済新聞に、フェイスブックの運営会社が、いわゆる偽情報をこれだけ出すと、フェイスブック自身がビジネスにならないので、人工知能に全部スクリーニングをかけて、これはフェイクだ、これは違うということをやらせようという内容でした。

そうしますと、では人工知能はどこを基準にしてスクリーニングするかという話になりまして、先生がそこまで本当に、これが正しい情報かどうか判断しきれぬのか。これはですね、知識量の問題もあるし、あり得ないと言ったら、あり得なくなるし、あり得そうだと行ったときに、10%あり得そうなのか、80%なのかというので、大変なことになります。

ですから、情報というのは、まず、発信者がどういう意図で出しているかというのを、どうやって読み取るのかが一番大きな問題で、そこを教師に、やはり情報教育を徹底させないとなかなか難しいと思います。

高森委員 最後にもう一点いいですか。先ほどの資料9の一番最後の6番のところ、今後の予定というところに、12月13日の区民文教委員会に報告という話がありますが、この報告をいただくのは、このペーパーになっている部分だけなのでしょうか。それともこの教育委員会で話し合われた内容も報告いただけるのでしょうか。

庶務課長 報告には、本編とこの概要版を使ってご説明いたします。本日いただきましたご意見を、当初から報告する予定ではございません。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のアからウについては、報告どおり了承を願います。

(2) 学務課 エ

矢下教育長 次に、学務課のエについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それでは平成30年度区立幼稚園及び認定こども園の申込状況についてご報告いたします。資料10をご覧ください。

平成30年度の園児募集につきましては、11月の15日及び26日の2日間、各園において入園の申し込みの受け付けをいたしました。

まず、項番1、区立幼稚園の申し込み状況でございます。表の一番下の、幼稚園計という合計欄のをご覧ください。表につきましては、まず、左から3歳児、4歳児、5歳児クラス

となりますが、3歳児クラスにつきましては、きょうだい優先枠を含めた募集人数265名のところ応募人数203名でございました。4歳児クラスにつきましては、82名の募集のところ9名の応募。5歳児クラスにつきましては、77名募集人数のところ応募が1名という状況でございました。

このうち、清島幼稚園と育英幼稚園の3歳児クラスにおきまして募集人数を超える応募がありましたことから、この2園について抽選を実施いたします。

抽選は、今週24日金曜日に、該当する園を会場に保護者立ち会いのもと公開で行い、入園予定者を決定してまいります。

続きまして、裏面をご覧ください。

項番2の区立認定こども園（短時間保育）の申込状況でございます。同じく一番下のこども園（短）計の欄をご覧ください。

3歳児クラスにつきましては、70名の募集人数のところ応募が111名、4歳児クラスは6名募集のところ応募が10名、5歳児クラスにつきましては5名募集のところ応募0名という結果でございました。

この中で、3歳児クラスのことぶきこども園、たいとうこども園の2園につきましては、募集人数を超える応募がございましたので、抽選となりました。

ここで、あと1点すみません。資料の訂正をお願いしたいのですが、4歳児クラスのことぶきこども園のところでございます。こちら募集人数3名のところ応募8名というところで、8名の前に「抽選」という単語が落ちてしまいました。申し訳ございません。

ということになりまして、この3歳児クラス2園と4歳児クラス1園の合わせて三つのクラスにつきましては、幼稚園と同じ24日の日に抽選を実施する予定でございます。

なお、こども園の長時間保育につきましては、認可保育所と一緒に12月22日まで入園の申し込みの受け付けを引き続き行っていくところでございます。

それから最後になりますが、3番、今後の予定でございます。一次抽選を、先ほど申し上げた24日金曜日に実施したと、資料のとおり二次希望の受け付け、3次希望の受け付け、面接、健康診断等進めてまいりまして、年が明けた後に入園及び保育料の決定通知の発送等を進めてまいります。

ご報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告について、何かご質問はございませんか、

末廣委員 抽選して落ちた方は、二次とか三次と受けていきますね。最終的に大体、どこかでおさまるのですか。

学務課長 この最後にご説明した今後の予定というところがございますとおり、一次抽選で落ちた場合には、その段階でまだ申し込みができる園のご案内をこちらで差し上げております。そのご案内で、そこでもいいと言っている方につきましては、お申し込みをいただきまして、またその締め切りをした後、場合によってはそこもいっぱいになってしまったりすると、この抽選というような形を繰り返していくと。結果的には、こ

ども園の短時間のほうとあわせまして、概ねどこかの園には入っていただいたりすること
もございますし、場合によっては補欠ということで順番待ちをして、年度が変わって入園
が始まる前とそれから済んだ後につきましても、その補欠の登録は有効になりますので、
そこを待つという方もいらっしゃると思います。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課の工については、報告どおり了承を願います。

(3) 児童保育課 才

矢下委員長 次に、報告事項を議題といたします。

児童保育課の才について、児童保育課長、報告をお願いします。

児童保育課長 それでは、台東区子ども・子育て支援事業計画(中間改訂版)の中間の
まとめについてご報告いたします。お手元の資料11をご覧ください。

本計画については、子ども・子育て支援法に基づく、子育て支援施策全体を対象として
いるため、区長部局の子育て・若者支援課が取りまとめておりますが、計画の中に教育・
保育施設の今後の需要見込みや施設整備の考え方、また、放課後対策について記述がござ
いますので、教育委員会にご報告するものでございます。

まず、お手元の資料11の項番の2をご覧ください。見直し期間でございますが、現行計
画は27年度から31年度の計画期間でございます。今回、その現行計画の計画上の需要量の
見込みと実際の需要の乖離が生じたので、新たな人口推計を用いて、資料記載の平成30年、
31年度の期間について見直しを実施するものでございます。

項番3、量の見込み。需要量の見込みの算出方法についてでございますが、(1)の教育・
保育では、利用意向率の推計や持ち上がり人数を考慮し推計を行っております。また、
(2)の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出では、実績を踏まえた補正をして
いるところでございます。

項番の4、確保策の方針と対応策についてでございますが、添付してある資料の冊子を
ご覧いただきたいと思えます。

まず、こちらの冊子の3ページから6ページのところでございますが、こちらは台東区
の子育て環境で、各種のデータを記載しております。

4ページの下の方は、児童の人口の推計を記載しておりますが、先ほど申し上げました、
新たな人口推計では、0歳から5歳の就学前児童数は今後も増加が見込まれているところ
でございます。

また、次の5ページの下の方でございますが、保育所等への入所者数、記載のとおり、
保育所等の整備を進めた平成27年度以降、大きく上昇はしていますが、待機児童数も増加
傾向にあるところでございます。

続きまして、冊子の7ページ、8ページをお開きください。教育・保育の量の見込みと確保数でございます。今回の対象年度、30年度、31年度は8ページに記載がございます。こちらは、これまでの年齢別の申請実績と傾向を踏まえ、推計児童人口を乗じて算出した量の見込みでございます。計画最終年度の31年度といたしましては、1号認定の量の見込みが1,667人、2号認定が2,102人、3号認定が2,155人と推定しております。

括弧内に記載の数値は現行計画における需要量の見込みでございます。特にこの差でいきますと、3号認定、0歳から2歳の保育が必要と言われている3号認定が、現行計画との乖離が顕著となっているところでございます。

この表の一番下の行、こちらは、量の見込み、需要量の見込みから、施設の定員の確保数を差し引いた過不足数となっておりますが、31年度において待機児童の解消を目指しているところでございます。

恐れ入ります、9ページをお開きください。9ページには、教育・保育における確保策の方針と対応策を記載しております。保育ニーズにつきましては、例えば、工のところでございますが、特に今回、0歳、1歳の保育需要が多くなっております。そちらに対しては小規模保育や家庭的保育で確保するとともに、その下のオのところにありますとおり、緊急保育室の整備により、保育の確保に努めていく予定としております。

冊子の10ページ以降が、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みでございますが、こちらは事業数が多いので、先ほどの資料11の裏面にまとめております。資料11の裏面をご覧いただきながら説明をいたします。

(2)地域子ども・子育て支援事業でございますが、全事業検証作業を行い、主だった変更点をお示ししております。

まず、現行計画策定後に実施した新規事業の追加がございます。次に確保数の拡充を図る事業といたしまして、放課後児童健全育成事業のこどもクラブの整備、一時預かり事業のいっとき保育の整備等でございます。

また、確保数の適正化としまして、こちらの表に記載の4事業について、需要量の見込みと整合を図るため表記を改めたものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。12月の区議会、子育て支援特別委員会に報告の上、パブリックコメントを実施する予定でございます。その後、年度末までには最終案を公表する予定でございます。

ご報告は以上でございます。

矢下委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下委員長 それでは、児童保育課のオについては、報告どおり了承を願います。

(4)生涯学習課 カ

矢下教育長 次に、生涯学習課の力について、生涯学習課長、報告をお願いします。
生涯学習課長 それでは、国登録有形文化財建造物の登録についてご報告いたします。
資料の12をご覧ください。

項番の1、概要でございます。登録有形文化財は50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財と登録して、緩やかな規制を通じて保存・活用を図る国の制度で、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて登録されるものでございます。

国の文化審議会が、この11月17日に新たに188件の建造物を登録するよう文部科学大臣に答申を行い、その中に台東区内の建造物3件が含まれておりました。

なお、現時点では答申が出された段階で、今後、官報の告示を経て正式な登録となるものでございます。

項番の2、台東区内の建造物をご覧ください。今回、答申されました区内の建造物でございます。(1)は旧井阪屋本店河合ビルです。浅草の並木通りに建ちます鉄筋コンクリート造の建物で、昭和初期の商業ビルとして貴重であるとして評価をされたものでございます。現在は、アンティークな雰囲気を持つ撮影スタジオとして利用されております。

(2)番、旧井阪屋本店河合ビル稲荷社についてでございます。(1)番でご説明をいたしました旧井阪屋本店の河合ビルの敷地内に建つ稲荷社で、河井ビルとは別の建造物として今回、答申させたものでございます。

次に(3)番、難波商店店舗兼主屋でございます。浅草通りに建ちます鉄筋コンクリート造の建物で、意匠性に富み、独創的な外観が特徴とされています。現在も仏具店兼住宅として使用されております。

恐れ入りますが、資料の裏面をご覧ください。参考としまして、10月1日現在の登録有形文化財建造物の状況について、資料を記載してございます。区内の国の登録有形文化財建造物は現在29件ございまして、今回の答申を含めると最終的には32件となる予定でございます。

ご報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか、

(なし)

矢下教育長 それでは、生涯学習課の力については、報告どおり了承を願います。

3 その他

矢下教育長 その他、何かございますか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後0時20分 閉会